

(写)

龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第22号

龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年龍ヶ崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)            } 省 略</p> <p>                  } 省 略</p> <p>(4)            } 省 略</p> <p>(5) <u>災害応急作業等手当</u></p> <p>第6条            } 省 略</p> <p>                  } <u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第7条 <u>災害応急作業等手当は、本市を含む区域が激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に規定する激甚災害をいう。）として指定された区域に該当する場合（これに相当すると市長が特に認める場合を含む。）又は国若しくは本市以外の地方公共団体等の要請等に基づき、職員が災害応急作業等のため本市以外の地方公共団体に派遣された場合において、次に掲げる作業に従事した職員に対して支給する。</u></p> <p>(1) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある次に掲げる現場において、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)            } 省 略</p> <p>                  } 省 略</p> <p>(4)            } 省 略</p> <p>第6条            } 省 略</p>

## 害状況の調査

### ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

### ウ 港湾施設又は鉄道施設等

(2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業

(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

(4) 前各号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき1,080円を超えない範囲で規則で定める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における第1項に規定する手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第1号若しくは第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると市長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第1号若しくは第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 第1項第3号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

第8条 省 略

第7条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第5号及び第7条の規定は、同日以後に従事する作業について適用する。